

県民文化芸術ひろば企画・運営業務委託に係る企画提案募集公告

次のとおり企画提案を募集します。

令和元年7月17日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
県民文化芸術ひろば企画・運営業務
- (2) 委託内容
県民文化芸術ひろば企画・運営業務委託に係る企画提案募集要項等（以下「募集要項等」）で定めるとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和元年12月6日（金）まで
- (4) 予算額（委託予定額）
金3,850,000円（消費税及び地方消費税額相当額（10%）を含む）以内

2 応募資格

応募できるのは、次にあげる条件を全て満たす業者とする。

- (1) 参加資格要件
次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
 - エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
 - カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） 055-223-1395

(4) 常に連絡が取れ、必要な都度、面談ができるスタッフを配置できること。

(5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。

3 募集要項等の交付

参加を希望する者には次のとおり交付する。

(1) 募集要項等の交付期間

令和元年7月17日（水）から令和元年7月29日（月）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒400-8501山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階
山梨県県民生活部生涯学習文化課生涯学習・文化企画担当
電話055-223-1319

4 企画提案応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

令和元年7月17日（水）から令和元年7月29日（月）まで
なお、県の休日を除く毎日、午前9時～正午及び午後1時～5時

(2) 提出方法

企画提案応募資格確認申請書の提出は3（2）の場所に持参すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月7日（水）まで
なお、県の休日を除く毎日、午前9時～正午及び午後1時～5時

(2) 提出方法

企画提案書の提出は3 (2) の場所に持参すること。

6 企画提案の無効

「2 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- (1) 募集要項の規定に反した提案
- (2) 「1 委託業務の概要」中の「(4) 予算額(委託予定額)」を超える提案
- (3) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (4) 応募資格確認結果で、企画提案書の提出を認められた以外の者が提出した提案
- (5) 辞退届を提出した者が提出した提案

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 提出された企画提案書等で審査を行う。
- (2) 審査を基に山梨県が第1 順位の委託候補者を決定する。
- (3) 審査の結果については、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (4) 第1 順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は2 通作成し、双方記名押印して、各自1 通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「2応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「2応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。
- (6) 詳細は募集要項等による。